

省エネ改修(熱損失防止改修等)に係る固定資産税の減額措置について

一定の要件を満たす省エネ改修工事を行い、かつ、改修を完了した3カ月以内に申告した場合には、翌年度分の固定資産税が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

※ バリアフリー改修に係る減額措置と同時に受けることができます。ただし、耐震基準適合住宅に係る減額等、バリアフリー改修以外の減額措置は同時に受けることができません。(長期優良住宅の場合は、バリアフリー改修についても同時に適用を受けることができません。)

※ この軽減措置は1回限りの適用となります。

●適用を受けるための要件

- (1) 平成26年4月1日以前に建築された住宅であること(賃貸住宅は除く。また、店舗等併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上)
- (2) 次の改修工事により、一定の省エネ基準に適合することになった住宅であること
 - ①窓の改修工事(複層ガラス化など)
 - ②窓の改修工事と併せて行ういずれかの工事
 - ・ 床の断熱工事 ・天井の断熱工事 ・壁の断熱工事
- (3) 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること(令和8年3月31日までの改修の場合、50㎡以上280㎡以下であること)
- (4) 改修工事に係る自己負担額が60万円を超えること(補助金等が支給された場合は、当該金額を控除した額)

※ 上記(2)の改修工事に伴う自己負担額が50万円を超える場合には、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置に係る工事費も改修工事費用に含めることができます。

- (5) 令和13年3月31日までの間に完了した工事であること

●減額の期間及び範囲

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税のみ、住宅1戸あたりの床面積120㎡相当分までとし、固定資産税額の3分の1が減額

(ただし、改修により長期優良住宅となった場合は、当該住宅にかかる税額の3分の2が減額)

●申請に必要な書類

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 増改築等工事証明書
- ・ 補助金等の交付を受けている場合は、金額が明らかな書類
- ・ 認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当する場合のみ)

お問い合わせ先

千歳市総務部税務課家屋係 24-0168(直通)